

保険証を提示せずに受診した場合

(10割 100%の領収書)

保険証を提示せずに受診された場合、**乳・子・親**医療助成費をすぐに申請できません。まずご加入の健康保険組合等に保険給付(7~8割)の申請を行っていただく必要があります。健康保険分の医療費が支給された後に、子育て支援課に医療助成費(2~3割)の申請をお願い致します。

現在お支払いいただいている医療費	10割 (100%)
健康保険組合等が支払う分 支払いが決定されると 決定通知書 が健康保険組合等から届きます。	7~8割 (70~80%) <small>乳幼児の場合は8割、小学生以上は7割</small>
子育て支援課が支払う分 乳 お持ちの方は2割 子 お持ちの方は3割から通院1回ごとに200円の負担分を差し引いた額 親食 お持ちの方は3割、 一部 お持ちの方は2割	2~3割

ご注意ください!

還付額は健康保険組合の認定した総医療費(保険対象額)の額に準じます。

お客様に自己負担が残る場合がございますのでご了承ください。

なお、健康保険組合等への請求時効は原則、**2年**です。

時効により健康保険組合等から療養費が支給されない場合は、医療助成費も支給できません。

申請の手順

- ご加入の健康保険組合等に療養費(7~8割)の申請をしてください。
申請方法はご加入の健康保険組合等にお問い合わせください。

健康保険組合等への申請には、領収書の原本が必要となりますので、
子育て支援課用にコピーをご用意ください。
- 健康保険組合等から支給決定通知書が届いた後、子育て支援課に申請をします。
支給決定通知書が発行されない場合は、子育て支援課までお問い合わせください。
- 最短で申請月の2か月後に医療助成費を振り込みます。
子・親で自己負担が発生する場合はその分を差し引いた金額を振り込みます。

申請に必要なもの

申請書
領収書(コピー)
支給決定通知書(原本)

申請先

- ・郵送 192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号
八王子市子ども家庭部子育て支援課
- ・市役所4階 子育て支援課窓口
- ・八王子駅南口総合事務所 子ども窓口
- ・浅川・由木・元八王子・北野・南大沢事務所

問い合わせ先

八王子市役所
子育て支援課 給付担当
042-620-7368(直通)